

## 霧島酒造スポーツランド都城 施設利用規約

### 第1章 総則

この規約は、霧島酒造スポーツランド都城(宮崎県山之口陸上競技場及び宮崎県山之口投てき練習場、並びに山之口運動公園)の適正な利用及び円滑な運営を図るため、利用手続き、利用条件、利用者の遵守事項等に関し必要な事項を定めるものです。

### 第2章 利用対象施設

利用できる主な施設は、次のとおりです。

- ・ KUROKIRI STADIUM(宮崎県山之口陸上競技場)
- ・ 宮崎県山之口投てき練習場
- ・ AKAKIRI FIELD(山之口運動公園 陸上競技場)
- ・ 山之口運動公園 多目的広場
- ・ 山之口運動公園 体育館
- ・ 山之口運動公園 芝生広場

### 第3章 休場日及び利用時間

#### 1. 休場(館)日

施設名	休場(館)日
KUROKIRI STADIUM(宮崎県山之口陸上競技場)	・年末年始(12/31、1/1)
宮崎県山之口投てき練習場	・毎月第3水曜日
AKAKIRI FIELD(山之口運動公園 陸上競技場)	
山之口運動公園 多目的広場	・年末年始(12/29~1/3)
山之口運動公園 体育館	・毎月第3水曜日
山之口運動公園 芝生広場	

#### 2. 利用時間

施設名	開場時間
KUROKIRI STADIUM(宮崎県山之口陸上競技場)	午前9時 から 午後10時 まで (※準備・撤去等を含む)
宮崎県山之口投てき練習場	
AKAKIRI FIELD(山之口運動公園 陸上競技場)	
山之口運動公園 多目的広場	午前8時 から 午後10時 まで (※準備・撤去等を含む)
山之口運動公園 体育館	
山之口運動公園 芝生広場	

※特別な事情により開場時間の変更を希望される場合は、管理事務所までご相談ください。

### 第4章 利用料金

- 利用料金は、「教育関係の公の施設に関する条例」及び「教育関係使用料及び手数料徴収条例」に基づき、別添<霧島酒造スポーツランド都城 利用料金表>に定めます。

※照明・放送設備・映像装置・空調設備等を利用する場合は、別途付帯設備利用料が必要です。

## 第5章 利用制限事項

次のいずれかに該当する場合は、利用を制限またはお断りすることがあります。

- ・公の秩序を乱し、または善良の風俗を害するおそれがあると認められる場合
- ・政治活動、宗教活動、営利活動等、本施設の目的に反する利用の場合
- ・芝生養生期間中など、施設管理上支障がある場合
- ・利用目的や内容が、他の利用者の安全や施設の保全に支障を及ぼすおそれがある場合
- ・管理者の指示に従わない場合

## 第6章 利用申込期間の設定

- ・年間利用調整の対象となる大会・行事については、利用年度の前年度 11 月頃を目安に規模等に応じて段階的に受付期間を設定いたします。
- ・年間利用調整後の大会・行事の利用申込については、随時受付となります。
- ・一般利用(練習等)の場合は、施設の空き状況に応じて、利用希望日の2か月前から利用日まで受付を行います。

## 第7章 利用申請書の受付及び期間

- ・利用申請は、所定の利用申請書を管理事務所に提出してください。
- ・利用許可書の交付をもって、正式な利用許可となります。

## 第8章 利用許可の取消し、利用停止の基準

- ・管理者は、次のいずれかに該当する場合は、利用許可を取り消し、または利用の停止を命ずることができます。
  - (1) 申請内容に虚偽があったとき
  - (2) 利用者が本規約に違反したとき
  - (3) 災害、事故、感染症等の緊急事態により利用が困難になったとき
  - (4) その他、施設運営上やむを得ない理由があるとき
- ・上記の理由により利用許可を取り消した場合、既納の利用料は原則として返金できません。ただし、災害や施設不具合等により利用できなかった場合はこの限りではありません。

## 第9章 利用料金の納入方法

- ・利用料金は、許可時に窓口でお支払いください。
- ・照明・空調等の使用料は、利用当日に別途徴収いたします。
- ・一度納められた料金は、原則として返金できません(前条の例外を除く)。

## 第10章 利用者の遵守事項

安全で快適な施設運営のため、以下の事項をお守りください。

- ・利用時間を厳守し、準備・片付け・清掃は時間内に行ってください。
- ・フィールド・芝生への立ち入りは、許可された場合を除き禁止です。
- ・ゴミはすべて各自でお持ち帰りください。
- ・フィールド内の飲食は禁止です。水分補給はふた付き容器の飲料に限ります。
- ・酒気帯びでの利用は禁止です。
- ・児童・生徒のみの利用はできません。必ず指導者・保護者が同伴してください。
- ・管理者の指示に従ってください。

## 第11章 トレーニングルーム利用について

- ご利用は高校生以上の方が対象です。中学生以下の方は保護者または指導者の同伴が必要です。
- 初回利用前に利用登録申込書の提出とオリエンテーションの受講をお願いいたします。  
※オリエンテーションの日程は、ホームページまたは管理事務所でご確認ください。
- 運動に適した服装・シューズでご利用ください(外履き・ジーンズ不可)。
- 飲食は禁止です。ふた付きの飲料のみ持ち込み可です。
- 利用後は機器に付着した汗の拭き取り、整理整頓等にご協力ください。

## 第12章 芝生施設の利用について

KUROKIRI STADIUM、AKAKIRI FIELD、多目的広場については、芝生の品質を維持するため、試合数に上限を設けています。

施設名	試合数上限(1日)		連続利用日数
	サッカー	ラグビー	
KUROKIRI STADIUM	2試合まで	2試合まで	2日間まで
AKAKIRI FIELD	3試合まで	3試合まで	2日間まで
多目的広場	3試合まで	3試合まで	3日間まで

芝生の状態により、管理者が利用時間を短縮または制限する場合があります。

また、合宿などの連続利用については別途基準がありますので、事前に管理事務所までご相談ください。

## 第13章 利用申請書等の書類の様式

次の様式を用いて申請を行ってください。

- 施設利用許可書
- 利用変更・取消申請書
- 減免申請書
- トレーニングルーム利用登録申込書

## 第15章 その他の事項

- 利用中の事故や盗難、紛失等について、管理者は責任を負いません。
- 利用者の過失により施設・器具を破損した場合は、修理費等を負担していただきます。
- 災害時や緊急時は、管理者の指示に従い、安全な場所へ避難してください。
- 施設内の忘れ物は、原則3ヶ月保管後に処分いたします。

## 第16章 附 則

- 本規約は、令和7年4月1日から施行します。
- 本施設の利用環境の改善・条例改正・芝生養生計画等に応じ、内容を隨時見直すことがあります。
- 管理者は、利用者への周知を図るため、本規約を施設内掲示およびホームページに掲載します。

## 添付資料

---

- ・霧島酒造スポーツランド都城 利用料金表

## お問合せ

---

霧島酒造スポーツランド都城 管理事務所

〒889-1802

宮崎県都城市山之口町花木 2381-4

TEL:0986-57-2800

FAX:0986-77-0341

MAIL:yamanokuchi@msc2022.com